

私立幼稚園等性被害防止対策支援事業費補助金 事業概要

1 補助対象園

私立幼稚園(認定こども園は除く)、特別支援学校

※学校法人以外の設置者も対象となります。

2 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※上記の期間内に、注文、納品、支払まで行ったもののみ補助対象となります。

3 補助対象経費

子どもの性被害防止対策に資する設備等(パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等)を導入するために必要な経費。

ただし、カメラについては、移動可能なものが対象となるため、固定して設置する防犯カメラは対象外となります。

4 補助基準額等

(1) 補助対象経費上限額: 100,000円

(2) 補助率: 1/2

※したがって、補助金の上限額は50,000円となります。

5 スケジュール

令和6年5月24日 需要額調査 回答締切

令和6年6月上旬 事業計画書 提出依頼

令和6年7月中旬 事業計画書 提出締切(予定)

事業計画書の審査完了後に内示通知を施行しますので、その後交付申請手続きをしていただく事となります。以降の詳細なスケジュールについては、別途御案内します。

6 留意事項

(1) 本補助事業は、新規に実施されている補助金で、今年度限りのものとなります。

(2) 需要額調査時においては、添付資料は不要ですが、事業計画書の提出時には、添付資料として採択理由書、見積書、カタログを提出いただく予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 本補助事業に係る経費については、原則として2者以上の見積もり合せが必要となりますので、御留意ください。